

## ACSV MONTHLY LETTER

平成26年12月30日、「平成27年度税制改正大綱」が発表されました。法人実効税率が引き下げられますが、欠損金の繰越控除や受取配当金の益金不算入などは課税が拡大されます。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

### ● 法人税率を引き下げ 法人税：減税

法人税率が以下の通り引き下げられます。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。なお、中小企業（資本金1億円以下の法人）の年800万円以下の所得金額に適用されている軽減税率（15%）は2年間延長され、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度までとされます。

期末資本金	現行		改正	
		年800万円以下		年800万円以下
1億円以下	25.5%	—	23.9%	—
1億円超	25.5%	19%(15%)	23.9%	19%(15%)

なお、法人住民税は、法人税額に約20%を乗じて計算されます。

### ● 繰越欠損金の控除期間を延長 法人税：減税

繰越欠損金の控除期間が「9年」から「10年」に延長されます。この改正は、平成29年4月1日以後に終了する事業年度で生じた欠損金に適用されます。

なお、資本金が1億円超などの大企業の控除限度額（現行は所得金額の80%）は、平成27・28年度は「65%」、29年度以降は「50%」とされます。

### ● 受取配当金の益金不算入の見直し 法人税：増税

受取配当金の二重課税の排除のため益金不算入の制度が設けられており、その不算入とされる割合は、当該法人の持株割合により区分されています。持株割合が5%以下の株式等に係る受取配当金は、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

現行			改正		
区分	持株割合	不算入割合	区分	持株割合	不算入割合
完全子法人	100%	100%	完全子法人	100%	100%
関係法人	25%以上	100%	関連法人	1/3~100%	100%
			その他	5%~1/3	50%
その他	25%未満	50%	非支配法人	5%以下	20%

## ● 少額投資非課税制度の拡充 個人株式譲渡：減税

上場株式等の配当・譲渡所得に係る少額投資非課税制度（NISA）が拡充されます。

平成 28 年 1 月 1 日以後は、非課税とされる上場株式等の取得対価の限度額が 120 万円に引き上げられます（現行 100 万円）。また、平成 28 年 4 月 1 日から、未成年者口座についても毎年 80 万円を限度として、非課税措置が適用されることとなります（ジュニア NISA）。

## ● 住宅資金贈与の非課税措置が延長 贈与：減税

両親・祖父母等の直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の、贈与税の非課税特例が平成 31 年 6 月まで延長されます。

年月	消費税率 10%適用者		それ以外の者	
	省エネ・耐震	一般住宅	省エネ・耐震	一般住宅
27	—	—	1,500 万円	1,000 万円
28.01~28.09	—	—	1,200 万円	700 万円
28.10~29.09	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
29.10~30.09	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
30.10~31.09	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

## ● 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置を創設 贈与：減税

両親・祖父母から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合に、受贈者（20 歳以上 50 歳未満の子・孫）1 人当たり 1,000 万円（結婚関係は 300 万円）を非課税とする特例が創設されます。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出されるものについて適用されます。なお、教育資金の一括贈与の非課税措置は平成 31 年 3 月 31 日まで延長されます。

- ・非課税申告書を金融機関を通じて税務署に提出
- ・結婚、子育て資金を支払った時に、それを証明する書類を金融機関に提出
- ・受贈者が 50 歳になった時の残額は、その日に贈与があったとして贈与税課税

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月16日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。